

大田市告示第145号

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月3日

大田市長 楫野弘和

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 地域住民が安全・安心に生活できる環境の保全と、コミュニティ機能の向上による中心市街地の活性化を目指す取り組みを支援することを目的として、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象等は次のとおりとする。

対象事業	中心市街地の活性化のため、エリア全体への波及効果が期待される事業実施に向けて行う空き店舗等の解体事業
補助対象者	対象事業を実施する市内協同組合組織
補助対象額	空き店舗等の解体に係る事業費
補助率	補助対象額の3/4以内（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。ただし、7千万円を限度とする

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、対象事業の着手前に、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業見積書の写し

- (3) 工事着工前写真
- (4) 大田市税等の滞納のない証明
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金額を決定し、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第5条 前条の規定により決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更又は中止する場合には、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金変更等承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、対象事業が完了したときは、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事の施工状況及び完成写真
- (2) 補助事業の成果を証する書類（工事代金領収証の写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金額が確定し補助金の交付を受けようとするときは、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業について概算払により交付を受けようとするときは、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定又は交付条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（現地調査）

第10条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

1 この告示は、令和4年8月3日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付申請書

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金の交付を受けたいので、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 添付書類

- 事業計画書（様式第2号）
- 事業見積書(写)
- 工事着工前写真
- 大田市税等の滞納のない証明書
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

大田市中心市街地まちづくり助成事業計画書（当初 変更）

申請者名		
工事種類		
工事場所		
施工予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
施工事業者	所在 (住所)	
	名称 (氏名)	
工事内容		
補助対象額	円	
交付申請額	円	

※ 各項目に記入をしてください。

※ 変更計画の場合は、変更箇所がわかるよう見え消しで記入してください。

様式第3号（第4条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

大田市長

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金について、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

大田市中心市街地まちづくり助成事業変更等承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のありました大田市中心市街地まちづくり助成事業について、下記のとおり変更(中止)したいので、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1. 変更(中止)の内容

2. 変更(中止)の理由

3. 変更後の補助金額 金 円

4. 添付書類

変更後の事業計画書（様式第2号）

変更内容が確認できるもの

様式第5号（第5条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

大田市長

大田市中心市街地まちづくり助成事業変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大田市中心市街地  
まちづくり助成事業計画変更等承認申請については下記のとおり決定  
したので、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱第5  
条第2項の規定により通知します。

記

1. 変更後交付決定額 金 円



様式第6号（第6条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定（変更等承認）のありました大田市中心市街地まちづくり助成事業の実績について、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助金実績額 金 円

3. 補助事業の完了年月日 年 月 日

4. 添付書類

対象工事の施工状況及び完成写真

補助事業の成果を証する書類（工事代金領収証の写し）

様式第7号（第7条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

大田市長

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました大田市中心市街地まちづくり事業助成事業補助金について、大田市中心市街地まちづくり事業助成事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定年月日 年 月 日
2. 交付決定指令番号 指令 第 号
3. 補助金交付決定額 金 円
4. 補助金確定額 金 円

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ⑩

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令 第 号をもって確定の  
ありました大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金について、大  
田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱第8条の規定によ  
り下記のとおり請求します。

記

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| 1. 請求金額  | 金 | 円 |
| 2. 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3. 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ⑩

大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定（変更等承認）のありました大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金について、大田市中心市街地まちづくり助成事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり概算払いにより請求します。

記

1. 交付決定額	金	円
2. 受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円